



伊賀市都市マスタープラン 策定委員会説明資料

(議事資料)

伊賀市建設部都市計画課
2019(令和元)年8月27日

目次

1. 改定方針(案)について…………… 3

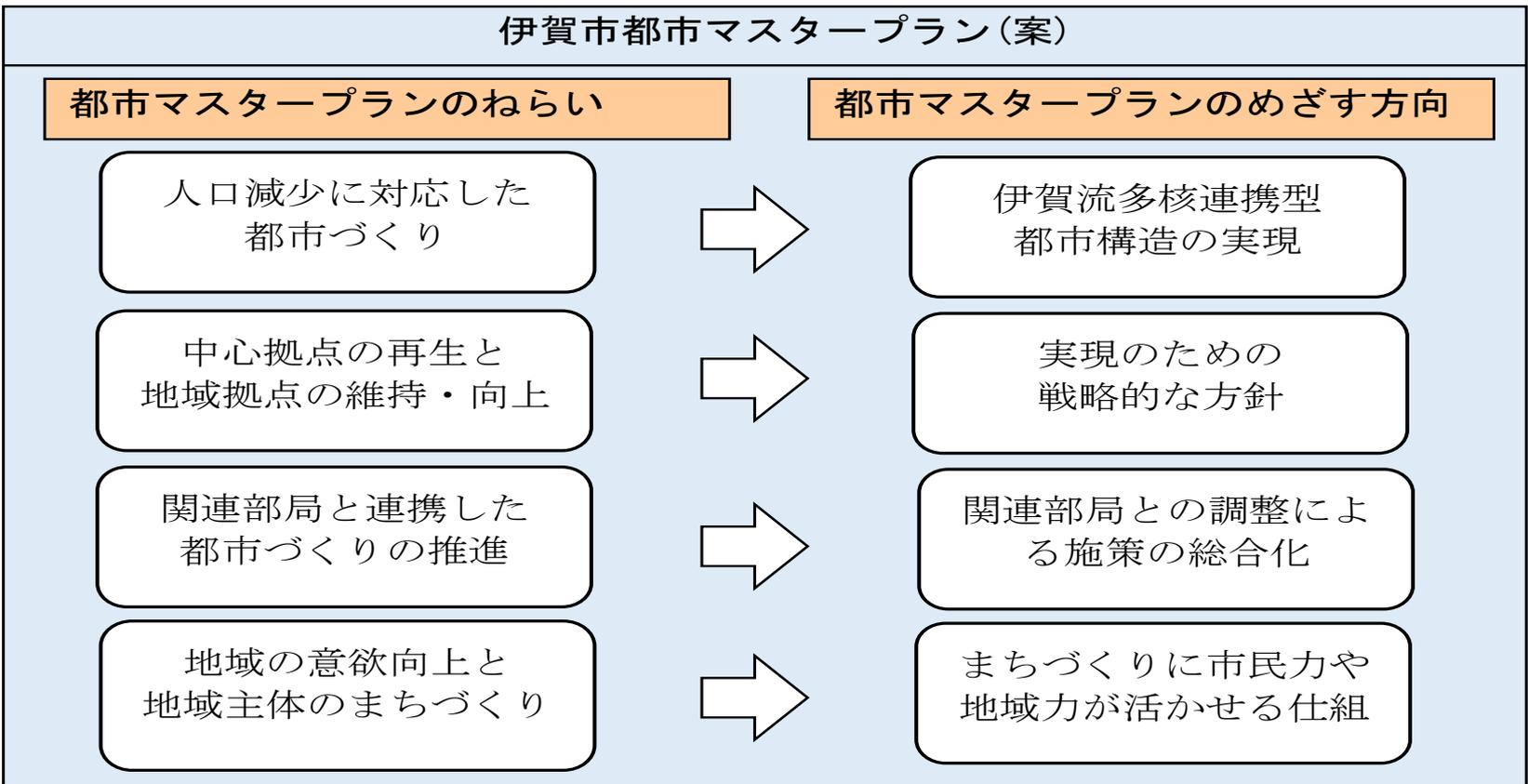
2. 市民アンケートについて …… 7

1. 改定方針(案)について



○ 改定の目的と役割

伊賀市都市マスタープランは「多核連携型の都市構成」を将来都市構造の目標としております。現在、全国的に人口減少及び少子高齢化が進んでおり、高密度で効率的なまちづくりが必要とされていることから、現行の都市マスタープランを一步進める戦略的な方針を検討し、20年先を見据えた10年間の具体的な都市計画の方針を定めます。



■都市マスタープランのねらいとめざす方向



項目	細目	改定の視点
1 都市マスタープランの概要	計画期間	20年後(2040年)の都市像を見据えた10年(2030年)
	ねらいと目指す方向	本格的な人口減少社会への対応
2 現行都市マスタープランの評価と都市づくりに向けた主要課題		20年後の将来値の推計、それを踏まえた市民意識、上位・関連計画等を踏まえて「改定に向けての主要課題」設定
3-1 伊賀市の将来像	都市づくりの理念	立地適正化計画の基本的な考え方追加
	都市づくりの目標	立地適正化計画の反映
	将来都市構造	・立地適正化計画の内容反映 ・伊賀・山城南定住自治圏構想の追加
3-2 都市づくりの戦略方針	位置づけと役割	立地適正化の基本的な方針の具体化計画
	エリアを対象にした都市づくり等	1. 都市機能誘導区域のまちづくりプラン(市街地、ゆめが丘、各支所周辺) 2. 拠点ネットワーク計画 3. 地域主体のまちづくりの推進 等
3-3 都市整備の方針	土地利用の方針	将来の都市構造及び都市づくりの戦略方針を踏まえ見直し
	市街地整備の方針	新たに章立てし、エリアプランに対応した施策の記載
	都市施設整備の方針	現行都市マスの時点修正をベースに変更
	その他の方針	戦略方針や都市づくりの目標との関係を明確に取りまとめ
	都市防災の方針	国・県・市の計画や法改正を踏まえて変更

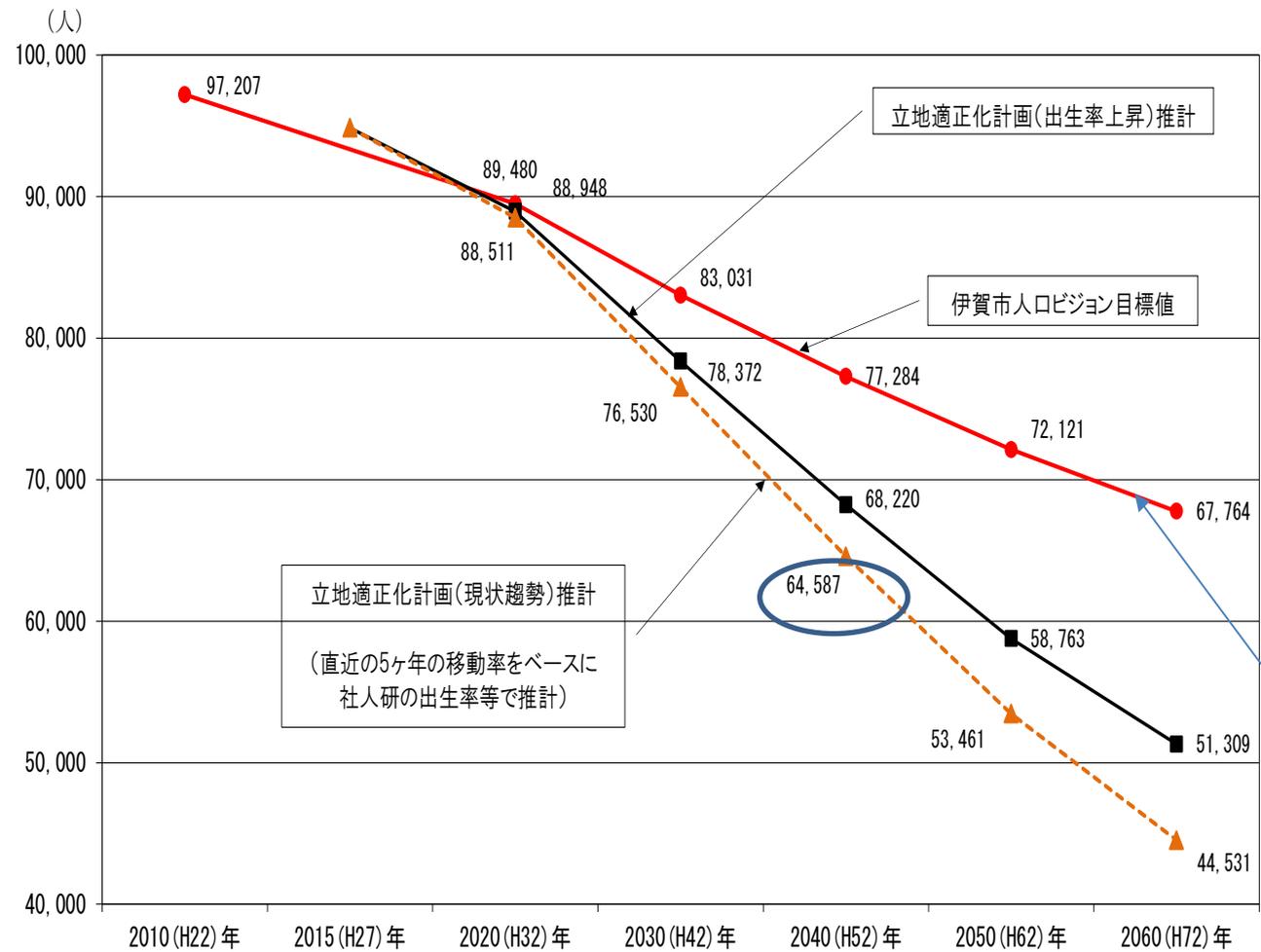


	令和元年度										令和2年度												
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
【令和元年度業務】																							
1. 計画準備・資料収集	←→																						
2. 上位・関連計画における都市づくりに関連する事項の整理と都市づくりの課題抽出	←→																						
3. 現行マスタープランの成果の評価及び課題抽出		←→																					
4. 伊賀市の適正な土地利用に関する条例及び立地適正化計画の運用状況の評価分析及び課題抽出		←→																					
5. 都市の現況分析・評価、将来値の推計			←→																				
6. 市民アンケート調査の実施		←→																					
7. 地域課題の抽出						←→																	
8. 都市づくりに向けた課題の整理						←→																	
9. 伊賀市の将来像の整理							←→																
10. 策定委員会			←→				←→		←→														
11. 地域懇談会(7地区)								←→															
12. 中間報告書作成									←→														
【令和2年度業務】																							
13. 土地利用の方針								←→															
14. 都市施設整備等の方針								←→															
15. 全体構想素案検討														←→									
16. パブリックコメント																	←→						
17. 策定委員会														←→		←→				←→			
18. 成果品とりまとめ																				←→			

2. 市民アンケートについて

市民アンケート調査の主な目的

- ①伊賀市の集約型都市構造のあり方(都市拠点、地域拠点の具体化)
- ②人口減少の中で地域における生活不安の状況把握
- ③行政任せでない地域主体のまちづくりの可能性



約9,000人の社会増人口の確保が必要

合計特殊出生率の将来値の想定
 (現在:1.4→
 2025(平成37)年:1.8→
 2040(平成52)年:2.1)

アンケート回答者の属性等については、第2次総合計画アンケート調査(2018年2月)をベースに作成した。

○変更点は以下のとおり

- ①職業の区分を簡素化(細かい職業による回答の相違を分析する予定はない)
- ②通勤・通学手段の追加(公共交通の活用状況等を分析するため)

○クロス推計の予定

- ・男女別
- ・年齢階層別
- ・居住地区別

問1 属性等	選択項目
(1)性別	男性・女性・その他(3分割は市のアンケート調査参照)
(2)年齢	18以上を10歳ごとに7区分
(3)世帯構成	ひとり暮らし・夫婦のみ・2世帯・3世帯の4区分
(4)居住地区	住民自治協議会39区分
(5)居住年数	1年未満・1～20年は5年区分・20年以上
(6)職業	第2次総合計画アンケート調査の職業区分の簡素化
(7)就労・就学先	第2次総合計画アンケート調査(伊賀市は自宅、自宅外)
(8)通勤・通学手段	徒歩・自転車、自動車・オートバイ、バス、鉄道

人口減少社会への対応として伊賀市は、平成30年4月「伊賀市立地適正化計画」を策定し、『人口減少社会でも住み良さが実感でき、郷土に誇りが持てる都市づくり』を目指しています。その基本目標として

1. 上野市街地の再生や地域の拠点づくりを進めることで
「将来も持続可能な都市構造の実現」
2. 人口減少を出来る限り抑える対策を施すことで
「住みたい・住み続けたい“伊賀”づくり」

アンケート調査では、それぞれの基本目標を改訂都市マスタープランで具体的施策として具現化するため市民の意向を尋ねています。

「将来も持続可能な都市構造の実現」では、都市機能誘導区域に必要な重要施策を選択いただくことで、区域の戦略方針策定のためのイメージの具体化を図ります。

都市機能へのネットワークについては、今後の更なる人口減少・高齢化社会が進む中、市民の望む都市機能サービスとのつながり方について意見を伺います。

問2 将来も持続可能な都市構造の実現

拠点等	目指すべき方向(伊賀市立地適正化計画)等
上野中心都市機能誘導区域	伊賀市の顔としての都市づくり
上野南部都市機能誘導区域	広域的な行政・医療の拠点づくり
ゆめが丘都市機能誘導区域	伊賀圏域全体の「学ぶ」「憩う」ための拠点づくり
各支所周辺都市機能誘導区域	地域の日常生活の中心づくり
都市機能へのネットワーク	都市機能サービスとのつながり方

問3の「住みたい・住み続けたい“伊賀”づくり」では、人口減少を出来る限り抑える対策を施すことが重要で、具体的方向性としては

1. 災害に強い安全な都市づくり
2. 伊賀市の強みを活かした魅力的居住地づくりについて掲げています。
2の具体策は、魅力的な働く場確保、観光等の地域資源を活用した新たな就業機会の確保が考えられます。そのための重要施策について意見を伺います。

なお、持続的な財源の確保は、施策実現の前提として質問項目に加えています。

問4の各支所周辺都市機能誘導区域に今後も必要と考える都市機能については、一般的な日常生活の中心に必要な都市機能の重要度尋ねることで、今後の地域拠点づくりの参考とした設問です。

問3 住みたい・住み続けたい“伊賀”づくり

災害に強い安全な都市づくり

働く場の確保による定住促進

豊富な歴史・観光資源を活用した都市づくり

持続的な財源の確保

一番重要な施策を1つ選ぶことで市民意向を把握する

問4 各支所周辺都市機能誘導区域に今後も必要と考える都市機能

医療施設

行政施設等

商業施設等

各支所周辺区域における都市機能施設立地状況を参考に設定した

「伊賀市の土地利用」についての設問は、条例の認知度と地域の提案による土地利用計画の仕組みである地区土地利用計画(条例17条)への参加意欲と必要な支援を伺うことで、伊賀市都市マスタープランのねらいである「地域の意欲向上と地域主体のまちづくり」を進めるための、足がかりとする。

今後の「伊賀市の土地利用」

問5 伊賀市の適正な土地利用に関する条例	認知度の把握
問6 地区土地利用計画(条例17条)	必要性と策定への参加意欲
問7 行政が行う支援策	財政的支援、専門家や職員の派遣等

名称	策定主体	内容
地区土地利用計画	地域主導	<p>自治協が策定した地区土地利用計画(広域的拠点区域等の拠点区域は除く。)を、市が利害関係人等の意向や土地利用審議会の意見を聴いて、市長が認定、公表する。</p> <p>計画の範囲は自治協とするが、土地利用基本計画の基準を変更する区域の規模は特に問わない。</p> <p>なお、基準を変更する区域は、地形・地物により明確に区画された区域とし、対象区域の権利者の過半数の同意を必要とする。</p> <p>○地区土地利用計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区独自の土地利用の方針及び基準を変更する区域の建築開発事業の基準を定める。 ・地区土地利用計画が定められた場合、建築開発事業の基準は、地区土地利用計画に定められたものを適用する。



地域づくりについては、おおむね住民自治協議会の区域の生活環境についての設問

問8 利便性、快適性、安全性を満足度と重要度で指数化しグラフ化(右図)

問9 土地利用上の問題を3つ以内選択

問10 人口減少・高齢化に伴う生活不安を把握し、今後の地域づくりの施策に反映

問8 地域の生活環境

利便性
(7項目)

快適性
(9項目)

安全性
(4項目)

満足度(5段階)
重要度(5段階)

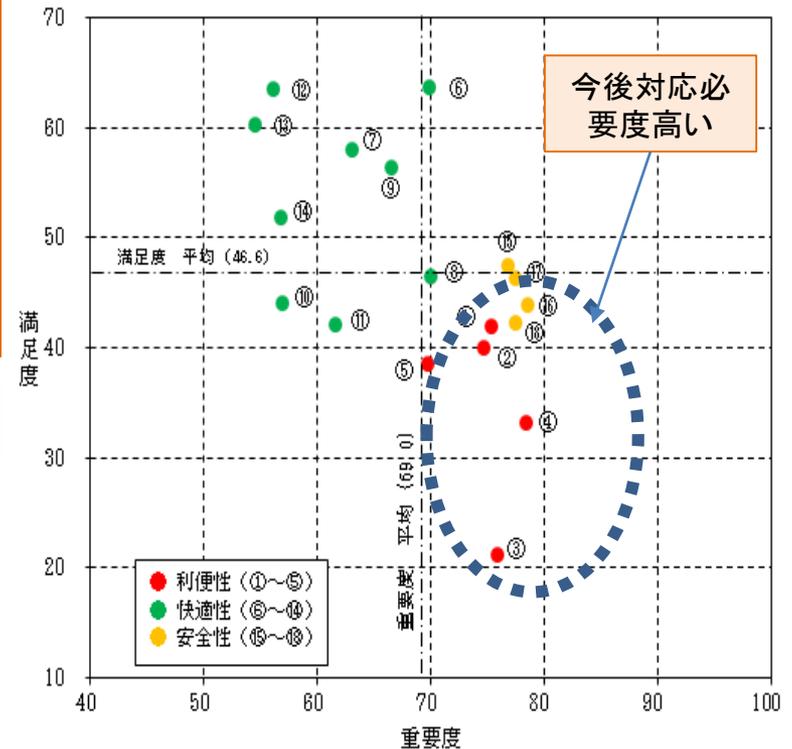


図 満足度と重要度の分析例

問9 地域の生活環境の主な問題点

土地利用の問題点を3つ以内選択

問10 地域の将来(20年後)の不安

人口減少・高齢化に伴う生活不安を把握し、今後の地域づくりの施策に反映

伊賀市都市マスタープランについての設問は、本マスタープランを市民に理解いただき、今後の都市づくり、地域づくりを市民と協働で進めるには重要である。

問11: 現行都市マスタープランの認知度把握

問12: 市民認知度をあげる方策を市民目線で設問

【具体的な方策の例】

○計画改定段階に広く市民に情報公開の方法:

- ・インターネットを活用した双方型情報公開の場を市のホームページに開設
- ・伊賀市庁舎ロビーを活用したパネル展示 等

○計画改定段階に市民に直接意見を聞く場の設定:

- ・市民アンケートで参加意欲のある方を募り、ワークショップ等の実施
- ・まちづくり関連の活動をしている団体の参加を募り、ワークショップ等の実施 等

○計画改定後

- ・都市マスタープランの実践・啓発に協力する市民サポーターの組織化 等

問13: 策定段階における市民参画の方法についての設問

伊賀市都市マスタープラン

問11	現行都市マスタープラン	認知度の把握
問12	市民認知度をあげる方法	市民認知度をあげる方策を市民目線で設問
問13	策定段階における市民参画の方法	直接意見を聞く方法についての参加意欲を把握